

(2025年4月1日現在)

1. 商品名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞
2. ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当JAの口座開設店（所）でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
6. 利息	・無利息となります。
7. 手数料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
8. 付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
9. 貯金保険制度（公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当のJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。 福井弁護士会 （電話：0776-23-5255） 京都弁護士会 （電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会 （電話：052-203-1777）

11. その他参考となる事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当JAの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
----------------	--

・ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。